

指定管理者制度とPFI法

	指定管理者制度	P F I 法
目 的	公の施設の維持管理・運営を民間事業者などへ広げることにより、住民サービスの向上や行政コストの縮減を図る。	民間の資金、経営能力、技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に公共サービスを提供する。 ※民間の資金などを活用した施設等の整備
事業内容	既存施設(新設含む)の維持管理・運営	基本的には、施設整備(建設)・維持管理・運営を一括で実施 ※平成23年の法改正により、施設整備(建設)を伴わない、維持管理・運営が可能となった。
メリット	民間事業者のノウハウを活かした、サービス向上やコストの縮減	民間事業者の経営能力や技術的能力を活用した、サービス向上やコストの縮減
その 他	公立文化施設への導入事例あり (増加傾向) ※財団、民間事業者など	公立文化施設への導入事例なし ※導入の場合(包括的に管理を任せる場合) PFI事業者を指定管理者として選定しなければならない。

※指定管理者制度については、民間事業者の選定を想定